

事務連絡
令和2年2月28日

各位

スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する学校開放事業の対応について（お願い）

日頃から、スポーツ振興及び学校施設開放事業にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

上記の件につきまして、感染症拡大を防止するため、学校体育施設の利用について、下記の通り休止することといたしました。利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます

記

1 学校開放事業の取り扱いについて

市内の小中学校が令和2年3月3日（火）から令和2年3月19日（木）まで臨時休業となることから、学校開放事業についても同期間の利用を休止といたします。

2 使用料の取り扱いについて

休止期間中の学校体育施設使用料については、すでに納入済みの場合、還付させていただきます。3月中に還付請求書をスポーツ振興課までご提出いただきますようお願い申し上げます。なお、還付請求書についてはスポーツ振興課窓口または各学校事務室にて配布をしています。

3 その他

- (1) 上記期間以外についても、各学校施設利用委員会の判断により利用を休止することがあります。その場合も同様に使用料の還付をさせていただきます。
- (2) 上記期間後の対応については、市内の状況によって、改めて連絡いたします。

担当：市民部スポーツ振興課
電話：55-2722